○文部科学省厚生労働省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、」を「第三条第二項及び第四項の規定に基づき」に改める。

第四の一中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第八に次の一号を加える。

七　認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

○厚生労働省告示第四百十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十三年八月二十二日をもってその試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の試験検査を行う事業所の所在地
茨城県水戸市緑町三丁目五番三十五号

変更後の試験検査を行う事業所の所在地
茨城県水戸市笠原町九百七十八番四十七

○農林水産省告示第二千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町北大淵字木浦木二二九の一、字倉谷三〇四八、三〇五〇、字枝記浦木五一四一、五一五七、黒木町田代字小別当一〇六九の一、一〇七一、一〇七二の一、一〇七二の九、字池ノ谷一五四五の一、黒木町土窪字上大谷二九三九から二九四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　指定施業要件

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字下スダ五〇六の一六、字赤ニタ七三〇の一、七三〇の二、矢部村矢部字焼山二三三五の七、字惣実三八三九の二、三八四二の二、三九三二の一、三九三二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字焼山二三三五の七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字野田字崩ノ谷八三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字畑一四七二、一四六一・一四七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市馬見字岩河内二五四六、二五五一、字夕日迫二六六五の一、二六七二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字百坂五の一（次の図に示す部分に限る。）、字糀ノ宮一六六の二

二　指定の目的　水源のかん養